

第2回九頭竜川流域委員会準備会議 - 議事に関する説明資料 -

平成13年9月25日

流域委員会の構成について

河川整備計画において定めるべき事項

1 . 河川整備計画の目標に関する事項

- ・ 洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- ・ 河川環境の整備と保全に関する事項

2 . 河川整備の実施に関する事項

イ.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の
施工により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ.河川の維持の目的、種類及び施工の場所

*注：1.2.及びイ.ロ.は、政令の記載による

九頭竜川水系河川整備計画策定のイメージ

| | 計画名称(案) | 計画策 定主体 | 主な 対象河川 | 計画の主な内容 |
|----------------|---------------------|--------------|---|---|
| 直轄 管理 区間 | 九頭竜川 河川整備計画 | 近畿地方 整備局長 | ・九頭竜川 (直轄管理区間) ・日野川 (直轄管理区間) ・足羽川 (直轄管理区間) | 九頭竜川、日野川等の河川工事に係る事項 九頭竜川、日野川等における河川利用に係る事項 九頭竜川、日野川等の河川環境に係る事項 足羽川ダムに係る事項 等 |
| 指定 区間 | 九頭竜川水系下流部 河川整備計画 | 知事 | ・底喰川 ・竹田川 ・磯部川 等 | 底喰川、竹田川等の河川工事に係る事項 底喰川、竹田川等における河川利用に係る事項 底喰川、竹田川等の河川環境に係る事項 等 |
| | 九頭竜川水系中流部 河川整備計画 | | ・九頭竜川(指定区間) ・浄土寺川 ・河内川 ・大蓮寺川 等 | 九頭竜川、浄土寺川等の河川工事に係る事項 九頭竜川、浄土寺川等における河川利用に係る事項 九頭竜川、浄土寺川等の河川環境に係る事項 浄土寺川ダムに係る事項 等 |
| | 九頭竜川水系上流部 河川整備計画 | | ・九頭竜川(指定区間) ・真名川(指定区間) 等 | 九頭竜川、真名川等の河川工事に係る事項 九頭竜川、真名川等における河川利用に係る事項 九頭竜川、真名川等の河川環境に係る事項 等 |
| | 九頭竜川水系足羽川 河川整備計画 | | ・足羽川(指定区間) ・荒川 ・一乗谷川 等 | 足羽川、荒川等の河川工事に係る事項 足羽川、荒川等における河川利用に係る事項 足羽川、荒川等の河川環境に係る事項 等 |
| | 九頭竜川水系日野川 河川整備計画 | | ・日野川(指定区間) ・浅水川 ・吉野瀬川 等 | 日野川、浅水川等の河川工事に係る事項 日野川、浅水川等における河川利用に係る事項 日野川、浅水川等の河川環境に係る事項 吉野瀬川ダム、榎谷ダムに係る事項 等 |

指定区間の河川整備計画については、国土交通大臣の認可が必要。

流域委員会の構成について

流域委員会の構成については、大きく分けて、

- 1 . 総会のみを設ける方法
- 2 . 総会と部会を設ける方法
- 3 . 当面、総会のみとするが、必要に応じ部会を設ける方法

とが考えられる。

部会構成の考え方

- 案1 - 管理主体(国・県)別の部会
- 案1 - 河川整備計画別の部会
- 案2 広域市町村圏別の部会
- 案3 九頭竜川・足羽川・日野川の3河川別の部会
- 案4 専門分野別の部会

各案に従って区分すると九頭竜川流域は別図(案1～4)のように区分される。

総会と部会の関係について（案）

総会と部会とに分けて行う場合、各々の役割については次のように考えられる。

- 総会は、流域委員会の意志決定や部会間の調整等を行う。
また地域（専門分野）に関わらず共通した事項の審議を行う。
- 部会は、担当する地域（専門分野）に関する事項の審議を行う。

部会を設ける場合、総会と部会のメンバーの関係についてはどのように考えるか。

部会のメンバーは、総会のメンバーによって構成する。

部会のメンバーは、総会のメンバーの一部及び部会独自のメンバーにより構成する。

部会のメンバーは、総会のメンバーと兼任しない。

メンバーの選定方針について

メンバーの選定方針について

河川整備計画は、今後20～30年間の河川整備の具体的な内容を定めるものであり、流域委員会は、九頭竜川に関し学識経験を有する者によって構成することとなっている。

メンバーの選定については、次に掲げる点を考慮する必要がある。

メンバーの選定方針について

委員会及び部会の規模

メンバーの専門分野

メンバーの地域性

メンバーの選定をどのように行うか

公募を行う場合の方法

委員会の規模について

○委員会の規模について、参考として、他河川の事例を挙げると、以下の通りである。

| 河川名 | 委員会の人数 | 部会数 | 部会メンバーの合計人数 | 部会構成 | 各部会の委員数 | 備考 | | |
|-----------------|--------|----------|-------------|---|---|---------------------------|--------------|------------------|
| | | | | | | 流域面積 | 人口 | 市町村数 |
| 淀川 (直轄区間のみ) | 22 | 3 | 48 | ・琵琶湖部会 ・淀川部会 ・猪名川部会 | 17 (内9名委員会兼任) 19 (内6名委員会兼任) 12 (内2名委員会兼任) | 8,240 k m ² | 約1,070 万人 | 119 |
| 紀の川 (直轄区間のみ) | 23 | 必要に応じて設置 | - | - | - | 1,750 k m ² | 約67 万人 | 18 |
| 由良川 (直轄区間のみ) | 15 | 総会のみ | - | - | - | 1,880 k m ² | 約30 万人 | 15 |
| 狩野川 | 20 | 4 | 38 | ・治水部会 ・環境部会 ・地域活性化部会 ・指定区間部会 | 5 (内3名委員会兼任) 10 (内5名委員会兼任) 10 (内4名委員会兼任) 11 (内4名委員会兼任) | 852 k m ² | 約64 万人 | 13 |
| 多摩川 (直轄区間のみ) | 35 | 総会のみ | - | 【備考】 流域委員会とは別組織であるが、「多摩川流域懇談会」(行政部会・市民部会ほか)との連携のもとに、河川整備計画の検討を行った。 | | 1,248 k m ² | 約350 万人 | 30 |
| 九頭竜川 | | | | | | 2,930 k m ² | 約66 万人 | 25 (岐阜県白鳥町含む) |

地域特性に詳しい委員が参加している委員会

メンバーの専門分野(案)

| | 大分類 | 小分類 | 備考 |
|----|-----|---------------|----|
| 1 | 治水 | 治水 | |
| 2 | 利水 | 発電・上水道など | |
| 3 | | 農林業・漁業など | |
| 4 | 環境 | 生物(陸域) | |
| 5 | | 生物(水域) | |
| 6 | | 水質・水循環など | |
| 7 | 人文 | 法律・経済など | |
| 8 | | 歴史・文化など | |
| 9 | | 学習・教育など | |
| 10 | | まちづくり・景観・親水など | |

地域の特性に詳しい委員

メンバーの地域性について

○メンバーをどのような地域から選定するか

案1 流域内市町村在住者

案2 流域内市町村在住者及び勤務者

案3 福井県内在住者

案4 福井県内在住者及び勤務者

案5 近畿圏内在住者

案6 近畿圏内在住者及び勤務者

案7 限定しない

メンバーの選定をどのように行うか

方法 1

準備会議の指示を受けて、学識経験を有する者の候補者リストを庶務が作成し、その中から準備会議においてメンバーを選定する。

方法 2

公募により候補者の推薦（自薦・他薦）を受け付け、その中から準備会議においてメンバーを選定する。

方法 3

準備会議委員が候補者を推薦し、その中から準備会議においてメンバーを選定する。

公募を行う場合の方法について

方法1 新聞広告

新聞広告する場合のエリアは

- 案1 福井県内（福井県内紙・全国紙の地方版）
- 案2 近畿圏内
- 案3 全国

方法2 インターネット・ホームページ

方法3 ニュースレター

流域委員会の公開(案) について

流域委員会の公開(案)

流域委員会の公開については、改正河川法において特段の規定はないが、情報の公開が基本と考えられる。

流域委員会の公開については、準備会議と同様の方法をもって行い、これに定めのない事項については、流域委員会において決定するものとする。

流域委員会の運営方針(案) について

流域委員会の運営方針（案）

九頭竜川流域委員会の運営方針（審議の進め方）は、流域委員会で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も流域委員会が行う。

近畿地方整備局及び福井県は、流域委員会から求められた時、河川管理者の立場で説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関与しない。